

京都市交通局広告取次人規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第19号

京都市交通局広告取次人規程の一部を改正する規程
京都市交通局広告取次人規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別記様式 広告取次人指定申請書 年 月 日 京都市公営企業管理者交通局長 殿 住所 商号又は名称 代表者氏名 印 貴局の広告取次人に指定していただきたいので、別紙書類を添付して申請します。	別記様式 広告取次人指定申請書 年 月 日 京都市公営企業管理者交通局長 殿 住所 商号又は名称 代表者氏名 貴局の広告取次人に指定していただきたいので、別紙書類を添付して申請します。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部営業推進課)